

池田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(本事業の目的)

第2条 本事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、池田市とする。

2 本事業は、市長が適切と認める事業者に委託することができるものとする。

3 前項の事業者は、次のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護の指定を受けている事業所（対象者）

第4条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住する者のうち、本事業による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げるような状態にあるものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる18歳に満たない者（以下「児童」という。）の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、市長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

(本事業の内容)

第5条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事支援 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等による家事支援をいう。
- (2) 育児・養育支援 育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等による育児・養育支援をいう。
- (3) 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴及び相談・助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 対象者及び児童の状況・養育環境の把握並びに本市への報告（訪問支援員の要件）

第6条 本事業を行う訪問支援員は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）等の資格を有する者又は介護職員初任者

研修を修了した者であって、心身ともに健全であり、家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有していると認められる者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（利用時間及び期間等）

第7条 本事業を利用できる時間は、土日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、午前8時30分から午後5時30分までとし、1回当たり2時間まで、1日当たり2回までとする。また、1週間当たり2日までとする。ただし、緊急かつやむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 本事業は、原則、保護者の在宅時に行う。ただし、保育所等の送迎等や市長が認める場合は、保護者の同意を得て、保護者不在時に支援を行うことができるものとする。

3 派遣人数は、原則1回1人とする。ただし、複数の児童に対する援助については、複数の訪問支援員の派遣を依頼することができるものとする。

（利用者負担）

第8条 本事業に必要な経費については、無償とする。ただし、訪問支援員が代行する買い物等にかかる費用や保育所等の送迎や外出時の付き添い等に要する交通費等の実費については、利用者負担とする。

（利用申請）

第9条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、池田市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

（利用決定等）

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、必要な調査等を行った上、本事業の利用可否及び内容を決定し、池田市子育て世帯訪問支援事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、第3条第2項及び第3項に規定する事業者に本事業を委託するときは、池田市子育て世帯訪問支援事業受入依頼書（様式第3号）により事業者に委託するものとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、対象世帯と認められ、緊急を要する場合にあっては、前条の申請手続を経ずに第1項の利用決定をすることができる。この場合において、本事業を利用した対象世帯の者は、本事業を利用した後に前条に定める申請書により、市長に速やかに申請しなければならない。

（利用辞退）

第11条 本事業の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、本事業の利用を辞退しようとするときは、池田市子育て世帯訪問支援事業利用辞退届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

（利用の取消し又は一時停止）

第12条 市長は、利用者が第4条に定める要件に該当しなくなったとき、又は本事業の利用が不相当と認めるときは、当該利用を取り消し、又は一時停止することができる。

2 市長は、訪問支援員が訪問しても応答がない等、利用者の都合により支援を行うことができなかつたときは、支援の実施を一時停止することができる。ただし、災害や利用者の体調不良等、やむを得ない理由により連絡できなかつた場合については、この限りでない。

（利用終了等）

第13条 市長は、対象世帯が次のいずれかに該当するときは、本事業の利用を終了するものとし、池田市子育て世帯訪問支援事業利用終了通知書（様式第5号）により通知する。

（1）前条の規定により取消し又は一時停止となつたとき。

（2）訪問支援員の報告等から対象者世帯の養育環境が改善したと判断したとき。

（3）第11条の規定による辞退の届出があつたとき。

2 市長は、前項により本事業の利用を終了するときは、池田市子育て世帯訪問支援事業利用依頼終了通知書（様式第6号）により事業者へ通知するものとする。

（委託料）

第14条 第3条第2項及び第3項に規定する事業者へ本事業を委託する場合に支払う委託料は、別表のとおりとする。

（請求及び支払）

第15条 受託事業者は、池田市子育て世帯訪問支援事業実施報告書（様式第7号）及び池田市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）を事業実施月の翌月10日までに市に提出するものとする。

2 市は、委託料について請求書を受領した日から起算して30日以内に受託事業者が指定する金融機関の口座に振り込んで支払うものとする。

（個人情報の取扱い）

第16条 受託事業者は、本事業に携わる者に守秘義務を課すなど、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守の上、業務により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第14条関係）

項 目	金額／人／回
1時間以内	3,000円
1時間を超え1時間30分以内	4,500円
1時間30分を超え2時間以内	6,000円
連絡なくキャンセル又は当日キャンセルの場合	3,000円

年 月 日

池田市長 様

池田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第4条に規定する対象者に該当し、池田市子育て世帯訪問支援事業による支援を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日（ 歳）		
	住所 〒	電話番号		
同居の家族状況	氏名	続柄	生年月日 年 月 日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
希望内容				
<input type="checkbox"/> 家事支援 ()				
<input type="checkbox"/> 育児・養育支援 ()				
希望回数等				
<input type="checkbox"/> 希望曜日 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 <input type="checkbox"/> 希望時間帯 午前 ・ 午後				

【同意事項】（各項目欄の□に「✓」を入れてください。）

- 利用を承認されたときは、支援を受けるに当たり必要な情報を訪問支援者等に提供することに同意します。
- 池田市が私及び同一世帯員の市民税情報について調査・閲覧することに同意します。調査の結果、確認ができなかった場合には、証明できる書類を提出することに同意します。

【池田市記入欄】

世帯区分	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 <input type="checkbox"/> その他の世帯
------	--

様式第2号（第10条関係）

池田市子育て世帯訪問支援事業利用承認（不承認）通知書

訪問支援第 号
年 月 日

様

池 田 市 長

年 月 日付けで申請のあった池田市子育て世帯訪問支援事業の利用について、池田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第10条の規定により通知します。

1. 承認

利用者	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日 (歳)
	住 所 〒 電話番号	
支援内容	<input type="checkbox"/> 家事支援 () <input type="checkbox"/> 育児・養育支援 ()	
利用開始日	年 月 日	
利用曜日 及び 時間	月・火・水・木・金（午前・午後） 時 分～（午前・午後） 時 分	
	月・火・水・木・金（午前・午後） 時 分～（午前・午後） 時 分	
備 考		
その他	1. 上記の利用曜日及び時間等の変更を希望される場合は、こども家庭課に連絡してください。 2. 訪問支援員が代行する買い物等にかかる費用や、保育所等の送迎や外出時の付き添いに要する交通費等の実費については、利用者の負担となります。	

2. 不承認

理 由	
-----	--

池田市子育て世帯訪問支援事業利用受入依頼書

年 月 日

様

池 田 市 長

年 月 日付けで申請のあった池田市子育て世帯訪問支援事業の利用について、利用決定したので、池田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、受入を依頼します。

利用者	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日 (歳)
	住 所 〒 電話番号	
支援内容	<input type="checkbox"/> 家事支援 () <input type="checkbox"/> 育児・養育支援 ()	
利用開始日	年 月 日	
利用曜日 及び 時間	月・火・水・木・金 (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分	
	月・火・水・木・金 (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分	
備考		

様式第4号（第11条関係）

池田市子育て世帯訪問支援事業利用辞退届

年 月 日

池田市長 様

下記のとおり、池田市子育て世帯訪問支援事業の利用を辞退したいので、池田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第11条の規定により、届け出ます。

利用者	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日（ 歳）
	住 所 〒 電話番号	
辞退理由		

池田市子育て世帯訪問支援事業利用終了通知書

年 月 日

様

池 田 市 長

年 月 日に利用開始となっていた池田市子育て世帯訪問支援事業について、池田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第13条第1項の規定により下記のとおり終了としたので通知します。

終了日	年 月 日
終了理由	

様式第6号（第13条関係）

池田市子育て世帯訪問支援事業利用依頼終了通知書

年 月 日

様

池 田 市 長

年 月 日に利用開始となっていた池田市子育て世帯訪問支援事業について、池田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第13条第2項の規定により下記のとおり終了としたので通知します。

利用者	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日（ 歳）
	住 所 〒 電話番号	
終了日	年 月 日	
終了理由		

年 月 日

池 田 市 長 様

池田市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書

住 所

事業者名

代表者名

印

年 月分の利用料について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

<内訳>

利用者氏名	
-------	--

時 間	単 価	回 数	金 額
1 時間以内	3, 0 0 0 円	回	円
1 時間を超え 1 時間 3 0 分以内	4, 5 0 0 円	回	円
1 時間 3 0 分を超え 2 時間以内	6, 0 0 0 円	回	円
連絡なくキャンセル又は当日キャンセルの場合	3, 0 0 0 円	回	円